

小野市地域防災計画

(地 震 対 策 計 画)

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防計画

令和 3 年 8 月変更

小 野 市 防 災 会 議
小 野 市

【目 次】

第 1 編 総 則

第 1 章	計画の趣旨	1
第 1	計画の目的	
第 2	計画の役割	
第 3	計画の基本的な考え方	
第 4	重点を置くべき事項	
第 5	計画の構成	
第 6	他の計画との関係	
第 7	計画の修正	
第 8	計画の習熟	
第 2 章	防災機関の業務の大綱	4
第 1	本市の処理すべき事務又は業務の大綱	
第 2	指定地方行政機関その他地震防災関係機関	
第 3 章	小野市の自然状況と過去の地震災害	6
第 1 節	小野市の概要	6
第 1	自然条件	
第 2	社会条件	
第 2 節	過去の地震災害	7
第 3 節	周辺に存在する断層	7
第 4 章	被害想定	8
第 1	被害想定 の条件（発生時期）	
第 2	想定結果	
第 3	地震想定 の概要（最大）	
第 4	被害想定（最大）	
第 5	各地震の規模と発生確率	

第 2 編 災害予防計画

第 1 章	基本方針	10
第 1	災害応急対策への備えの充実	
第 2	市民参加による地域防災力の向上	
第 3	防災基盤の整備	
第 4	兵庫県南部地震の教訓の発信と継承	

第1節 平時の防災組織体制の整備	11
第1 小野市防災会議	
第2 小野市水防協議会	
第3 小野市国民保護協議会	
第4 災害対策要員への連絡手段の確保	
第2節 研修・訓練の実施	13
第1 総合防災訓練	
第2 地域防災訓練	
第3 広報訓練	
第3節 広域防災体制の確立	14
第4節 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備	15
第1 災害対策拠点施設の整備	
第2 地域住民に対する通信連絡手段の整備	
第2-2 フェニックス防災システムの運用	
第2-3 小野市緊急情報伝達システムの運用	
第3 地域防災拠点の整備	
第4 コミュニティ防災拠点	
第5節 火災予防対策の推進	18
第1 組織の確立	
第2 消防施設・設備の整備	
第3 大火災及び多数の死傷者の 発生が予測される建物、地域等	
第4 火災予防対策	
第5 警防計画の整備	
第6 火災等予防意識向上の広報活動	
第7 危険物関係事業者に対する指導	
第8 火薬類等関係事業所に対する指導	
第9 危険物施設への査察	
第10 大規模火災時の避難計画	
第11 広域避難地の確保	
第12 避難路の整備	
第6節 備蓄体制等の整備	23
第1 防災備蓄倉庫の整備	
第2 防災資機材の整備	

第 3	食料の調達、供給	
第 4	生活必需物資	
第 5	衛生物資	
第 6	応急給水	
第 7 節	災害救急医療システムの整備	28
第 1	災害医療体制等の整備	
第 8 節	緊急輸送体制の整備	29
第 9 節	避難対策の充実	30
第 1	避難所の定義	
第 2	避難所の指定	
第 3	市の避難所管理運営体制の整備	
第 4	施設、設備の整備	
第 5	避難所運営組織の育成	
第 6	避難所開設・運営訓練	
第 7	避難所管理・運営マニュアルの作成	
第 8	新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策	
第 9	避難指示等発令判断基準等策定のための ガイドライン作成	
第 10	「マイ・タイムライン」の普及による 市民の避難意識の向上	
第 10 節	災害時帰宅困難者対策の推進	34
第 1	災害時帰宅困難者への支援	
第 2	情報の収集・伝達	
第 3	普及啓発	
第 11 節	家屋被害認定士制度等の整備	35
第 1	家屋被害認定士	
第 2	被災建築物応急危険度判定制度の整備	
第 3	被災宅地危険度判定制度の整備	
第 12 節	廃棄物対策の充実	38
第 13 節	避難行動要支援者支援対策の充実	39
第 14 節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	43
第 3 章	市民参加による地域防災力の向上	44
第 1 節	防災に関する学習等の充実	44
第 1	市民に対する防災思想の普及	

第 2	災害教訓の伝承支援	
第 3	市民に対する防災知識の普及	
第 2 節	自主防災体制の整備	48
第 1	地区防災計画の策定等	
第 2	自主防災組織の育成	
第 3 節	消防団の充実強化	51
第 4 節	企業等の地域防災活動への参画促進	52
第 4 章	地域防災基盤の整備	54
第 1 節	防災基盤・施設等の整備	54
第 2 節	防災対策事業の推進	55
第 3 節	都市の防災構造の強化	56
第 1	安全・安心な都市づくりの推進	
第 2	防災施設の整備方針	
第 3	その他の施設の整備	
第 4 節	建築物等の耐震性の確保	59
第 1	計画的かつ総合的な耐震化の推進	
第 2	公共施設の耐震化	
第 3	社会基盤施設の老朽化対策の推進	
第 4	一般建築物耐震化の促進	
第 5	重要施設への供給ラインの耐震化	
第 6	建築物の耐震性強化の普及啓発	
第 7	落下物等の対策	
第 8	ブロック塀の倒壊防止対策	
第 9	室内の安全対策の推進	
第 5 節	地盤災害の防止施設等の整備	61
第 1	急傾斜地崩壊防止対策	
第 2	土石流対策	
第 3	土砂災害防止対策	
第 6 節	宅地造成等の規制	66
第 7 節	災害危険区域対策の実施	66
第 8 節	地盤の液状化対策の実施	66
第 9 節	河川、ため池施設の整備	67
第 1	河 川	
第 2	ため池	

第3	防災重点農業用	
第10節	交通関係施設の整備	69
第1	道路施設の整備	
第2	鉄道施設の整備	
第3	ヘリポート対策の実施	
第11節	ライフライン関係施設の整備	71
第1	電力施設の整備等	
第2	水道施設の整備等	
第3	下水道施設の整備等	
第4	公衆電気通信施設防災対策	
第5	(一社)兵庫県エルピーガス協会の取組	
第5章	阪神・淡路大地震の教訓の発信と継承	75
第1	住宅再建共済制度の推進	

第 1 編 総 則

第1編 総 則

この計画の目的、基本方針及び構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、この計画の基礎となる山崎断層帯地震の被害を想定し、対応すべき概要を示すものである。

— 第1章 計画の趣旨 —

この計画は、地震災害に対処するための総合的な防災対策を定めるもので「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「小野市地域防災計画」の「地震対策計画」として定めるものである。

第1 計画の目的

本市がある東播磨地区は、山崎断層帯を震源とする内陸型の地震が発生するとされており、その規模は最大でマグニチュード7.5、市内全域で6弱以上と想定されている。

小野市にかかる地震災害に対して、市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮して、その所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を計画的に実施することにより市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の役割

この計画は、地震災害が発生した場合を想定して、その被害を最小限に軽減するため、平常時における「災害に強いまちづくり」推進のための防災関連施設の整備と市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、また、災害時における迅速で的確な災害応急対策を実施するために定める。

第3 計画の基本的な考え方

1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

3 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がそ

第1章 計画の趣旨

それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業所等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となった最善の対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第4 重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成28年4月に発生した熊本大地震は、多くの課題と教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災・減災対策の充実を図ることが必要である。更に、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

また、一つの災害が他の災害に誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地の救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での退避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者の一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第5 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

1 第1編 総則

この計画の目的、方針等計画の基本事項を示す。

2 第2編 災害予防計画

平常時における被害想定に基づく事前対策計画を示す。

3 第3編 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の現有の人的・物的防災資源で対応する緊急対策を示す。

4 第4編 災害復旧計画

被害発生後の民生安定のための緊急措置、公共施設等の復旧計画を示す。

5 第5編 復興計画

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興計画を示す。

第6 他の計画との関係

1 兵庫県地域防災計画地震災害対策計画との関係

この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画と抵触しないように策定するものである。

県域的な指針がある場合には、本計画の修正、追加を行う一方、計画の共通する部門、或いは広域的な対策が必要となる部門については、兵庫県地域防災計画による策定方針を準用するものとする。

2 小野市消防計画等との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき小野市の全域にわたる災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的な計画である。

一方、消防計画は消防組織法に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減すべきことを目的とした消防機関の活動を定める計画である。よって、本編では地震対策に係る消防活動の概要についての計画とし、具体的な活動方針については、消防本部において策定する地震災害警防計画によるものとする。

第7 計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときはその都度速やかに修正するものとする。

第8 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、本市各部局及び関連機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、本計画を住民の防災活動の指針として十分機能させるべく周知徹底に努める。

— 第2章 防災機関の業務の大綱 —

小野市の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する関係地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し概ね次の事務又は業務を処理する。

第1 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 地域防災計画地震対策編の作成
- 2 地震防災に関する組織の整備
- 3 本市内の公共的団体の育成指導
- 4 地震防災意識の普及と訓練の実施
- 5 自主防災組織の育成指導
- 6 地震防災のための施設及び設備の整備点検
- 7 地震に関する情報の収集伝達及び広報広聴の実施
- 8 避難の指示
- 9 消防、水防その他の応急措置
- 10 応急の救援を要すると認められる者に対する救助及び応急救援措置
- 11 緊急輸送の確保
- 12 災害発生の防御及び拡大防止措置
- 13 市職員の災害予防及び災害応急対策に対する体制の確立

第2 指定地方行政機関その他地震防災関係機関

次に掲げる機関は、市と緊密な連携をとりそれぞれが定められた業務を行うものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整理 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	直轄公共土木施設の復旧
近畿農政局 (兵庫拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
農林水産省 大阪管区气象台 (神戸地方气象台)		災害救助用米穀の供給(売却) 気象、地象、水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧資材の供給	国有林における荒廃地の復旧

第2章 防災機関の業務の大綱

2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第8高射特科群		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施	

3 県の機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
兵 庫 県	兵庫県の地域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県の地域にかかる災害応急復旧対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧
小野警察署		1 被害実態の把握 2 人命救助及び避難誘導等 3 交通の安全と円滑の確保等	

4 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
日本郵便(株)小野郵便局		災害時における郵便事業、窓口業務運営の確保	被災郵便事業、窓口業務施設の復旧
西日本旅客鉄道(株)(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株)(兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電(株)(社配電営業所)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧
日本通運株式会社(西脇支店)		災害時における緊急陸上輸送	

5 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
輸送機関 ◇神姫バス(株)三木営業所 ◇神戸電鉄(株)小野駅 ◇北条鉄道(株)粟生駅 ◇トールエクスプレスジャパン(株)(三木小野支店)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 災害時における緊急陸上輸送 3 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
一般社団法人 小野市・加東市医師会		災害時における医療救護	
一般社団法人兵庫県 LPガス協会東播支部	LPガス供給設備の防火管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	LPガス供給設備の復旧

第3章 小野市の自然状況と過去の地震災害

第1節 小野市の概要

第1 自然条件

1 気 象

兵庫県は太平洋、瀬戸内海、日本海という3つの海域に面し面積も広いため、その気候は地域差が著しく、大きく日本海岸（山陰）気候、内陸気候、瀬戸内海気候、太平洋岸（南海）気候の4つに分けることができる。

小野市の気候は、臨海部に比べると内陸性ではあるが瀬戸内海気候に属しており、平均気温は、14～15℃と温暖である。

年間の降水量は平均 1,200mm で、全国的にみても相当少ない値である。

降水量の月別分布は温暖期に多く、寒冷期に少ないという、いわゆる表日本型を示している。

2 地 形

本市は播磨平野のほぼ中央、加古川中流に位置し、東経 134° 56′、北緯 34° 51′ の地点にある。市域面積は、93.84 km²で、東西 11.8 km、南北 11.2 kmの広がりをもっている。

市域の西よりを、県下最大の流域をもつ加古川が北から南へ貫流し、その支流の主なものは、東条川、万勝寺川、山田川、桜谷川、前谷川、万願寺川などである。

また、加古川の左岸には河岸段丘が発達しており、大部分が平地で、西南端の一部に老年期初期の山地地形がみられる。

地質的には沖積台地が約 30%、洪積台地が約 70%である。

第2 社会条件

1 土地利用

平坦な段丘面に展開する田園を東西に割るかたちで流れる加古川に並行して、西日本旅客鉄道加古川線、県道、国道が走り、それに神戸電鉄粟生線がクロスする中心に市街地が形成されている。

2 人 口

小野市の人口は、昭和 50 年ごろに年間 1,000 人前後の大幅な伸びをみせたが、経済が高度成長から安定成長へ、また少子化現象が強まるにつれて、伸びが鈍化し、令和 3 年 3 月末の人口は、47,961 人となっている。

1 世帯当たりの平均人員は平成元年の 3.6 人から令和 3 年 3 月末には 2.4 人へと、核家族化、少子化の影響を受け減少を続けている。

3 交 通

小野市の交通体系は、道路交通網と公共交通機関に分かれる。

道路においては、国道 175 号を南北の軸として主要地方道 5 本がほぼ東西に隣接市町と連絡し、これらの広域的な道路を、一般県道、市道などが補完して、市内道路網が形成されている。

山陽自動車道、中国縦貫自動車道や本州四国連絡道路など、広域幹線の開通にともない本市は交通運輸の要衝となり、これらを有機的に結びつける市内道路体系の整備が必要となっている。

一方、公共交通機関は神戸電鉄粟生線、西日本旅客鉄道加古川線、北条鉄道が粟生駅を接点として東西南北に伸びており、路線バス（神姫バス）やらん♡らんバスも含め市民の重要な交通手段として位置付けられている。

第2節 過去の地震災害

兵庫県内が震央となり震度5以上を与えたと推定される地震

番 号	発生年月日	規 模 (マグニチュード)	震 央
○ 1	868年 8月 3日	7.0以上	播磨国地震 姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○ 2	1864年 3月 6日	6 1/4	加古川上流杉原谷付近
○ 3	1916年 11月 26日	6.1	明石海峡付近
○ 4	1925年 5月 23日	6.8	北但馬地震
5	1984年 5月 30日	5.6	安富町南部
◎ 6	1995年 1月 17日	7.2	兵庫県南部地震 淡路島北端部海域
7	2013年 4月 13日	6.3	兵庫県淡路市

○は震度6以上の推定、◎は震度7（震度階級は旧階級による）

第3節 周辺に存在する断層

1 山崎断層帯

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分され、全体の長さは約80kmである。

兵庫県には、山崎断層帯主部が岡山県勝田郡勝田町（現・美作市）から兵庫県三木市に至り、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布し、南東部（三木断層、琵琶甲断層）と北西部（安富断層、暮坂峠断層、土万断層、大原断層）の2つに区分された、左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層である。

小野市の南部には、山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が存在し、栗生町から檜山町の方角に西北西から東南東方向へ斜めに通っている。

また、これらに平行した断層らしき地形が確認されている。

平成15年12月10日に公表された山崎断層帯の平均活動間隔は3000年前後とされ、今後30年間の発生確率は0.03から5パーセントとされており、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の発生前の確率にほぼ等しく、国の主な活断層の中で高いグループだといわれていたが、その後の調査により平均活動間隔は約3900年程度と絞り込まれたため、平成25年7月19日改定され、今後30年での発生確率はほぼ0パーセントから0.01パーセントとなり可能性の高いグループから外れた。

草谷断層の平均活動間隔は約6500年程度とされており、今後30年での発生確率はほぼ0パーセントとされている。

南東部と北西部、草谷断層はそれぞれ別々に動くといわれていたが、南東部と北西部が同時に動くことも考えられ、その場合の想定規模は、マグニチュード8.0とされている。南東部が単独で動いてもマグニチュードは7.3と想定され、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を上回っている。

2 周辺のその他の断層

加西市青野町から南東に伸びる青野町断層が河合地区の最北部に至っており、篠山市から加東市にかけて御所谷断層及び大谷断層がある。

これらの断層の調査等は進んでおらず、発生間隔や最終の発生時期等は、不明であるが、御所谷断層については篠山市古市から加東市三草に至っており、マグニチュード7クラスと想定されている。

第4章 被害想定

第4章 被害想定

兵庫県では、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部などにおいて地震に関する調査研究が進展したことに伴い、平成21年から2カ年をかけてこれらの研究成果を反映し、県内で被害の発生する可能性がある地震について、より詳細な地震被害想定の見直しを実施した。

第1 被害想定条件（発生時期）

◇ 季節	冬
◇ 時刻	建物倒壊：5時 火災：18時

第2 想定結果

兵庫県の被害想定のうち、小野市に影響を及ぼすとされる主な地震は次のとおりである。

1 内陸型地震

被害想定 活断層（主要）	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者 （人）
	全 壊	半 壊	焼 失	死者	負傷者	
山崎断層帯（主部南東部・草谷）	17,013	7,033	10	1,023	448	29,423
山崎断層帯（主部南東部）	15,826	7,161	9	951	440	27,802
山崎断層帯 （大原・土方・安富・主部南東部）	5,223	8,372	5	325	1,039	13,447
山崎断層帯（主部北西部）	24	284	1	0	17	220
有馬・高槻断層帯	529	3,507	1	30	252	3,231
六甲・淡路断層帯（淡路島西岸）	107	1,235	1	5	78	1,011
六甲・淡路断層帯 （六甲山地南縁・淡路島東岸）	542	3,783	2	30	267	3,444
中央構造線 （金剛山東縁・和泉山脈南縁）	1	6	1	0	0	6
上町断層	5	15	1	1	1	10
三峠-京都西山断層 （京都西山断層帯）	9	141	1	0	8	108
三峠-京都西山断層（三峠断層帯）	5	46	1	0	3	36
大阪湾断層帯	84	1,148	1	3	70	913
御所谷断層帯	31	502	1	1	29	382

2 海溝型地震（兵庫県の独自の想定：平成26年6月3日公表）

被害想定 時間帯		建物被害（棟数）						人的被害（人）				避難者 （人）
		全 壊（棟）			半 壊（棟）			死者		負傷者		
		揺れ	液状	土砂	揺れ	液状	土砂	揺れ (収容物の落下等)	ブロック塀 の転倒等	揺れ (収容物の落下等)	ブロック塀 の転倒等	
南海 トラフ	冬 5 時	82	4	1	1,575	133	1	4 (0)		274(4)		257
	夏 12 時	82	4	1	1,575	133	1	5 (0)		264(1)		259
	冬 18 時	82	4	1	1,575	133	1	5 (0)		291(2)	1	259

第4章 被害想定

3 直下型地震（表記数値は、小野市における被害想定の数値です。）

（各市町でM6.9の直下地震が発生したと想定した場合）

被害想定 市町名	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者 （人）
	全 壊	半 壊	焼 失	死 者	負 傷 者	
神戸市	0	23	1	0	1	18
三田市	4	70	1	0	4	53
明石市	16	229	1	0	13	173
加古川市	461	2,694	1	26	198	2,555
高砂市	162	1,606	1	8	104	1,347
稲美町	267	2,617	1	13	172	2,218
播磨町	145	1,755	1	6	110	1,427
姫路市	21	229	1	0	13	173
神河町	5	110	0	0	6	0
市川町	47	573	1	1	35	449
福崎町	39	541	1	1	32	417
西脇市	99	1,385	1	4	85	1,098
三木市	505	3,842	2	28	268	3,438
小野市	2,036	7,057	3	123	616	7,918
加西市	292	2,471	1	15	167	2,150
加東市	766	4,600	2	43	338	4,339
多可町	33	389	1	0	22	294
篠山市	0	26	1	0	1	21

小野市の地震対策としての地震被害想定は平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を踏まえ、想定外とならないよう最悪の状況を想定し、山崎断層帯南東部・草谷断層の地震被害を想定する。

第3 地震想定の概要（最大）

- ◇ 震源地 山崎断層主部南東部・草谷断層
- ◇ 規模 マグニチュード7.5 （市内における最大震度 7）

第4 被害想定（最大）

- ◇ 死者数 1,023人
- ◇ 全壊建物数 17,013棟
（液状化含む）
- ◇ 避難者数 29,423人
- ◇ 負傷者数 448人
- ◇ 半壊建物数 7,033棟
- ◇ 焼失棟数 10棟

第5 各地震の規模と発生確率

（算定基準日：平成29年1月1日）

区間		活動時の 地震規模 (M)	地震発生確率				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
			10年 以内	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
山崎 断層帯	主部 (南東部)	7.3程度	—	ほぼ0 ～0.01%	ほぼ0 ～0.02%	0.002 ～0.05%	3900年程度 4～6世紀
	主部 (北西部)	7.7程度	—	0.09 ～1%	0.2 ～2%	0.4 ～4%	約1800～2300年程度 868年 播磨国地震
	草谷断層	6.7程度	—	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	6500年程度 4～12世紀
南海トラフ		8～9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度	—	次回までの基準的な値 88.2年 70.0年前

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

この計画は、想定されている地震発生時における被害の軽減を図ることを目的として、平素から防災に関する施設、設備を整備し、公共施設等耐震不燃化の施策及び防災意識の向上、普及等について定める。

－ 第1章 基本方針 －

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に整備するものとする。

- 1 平時の防災組織体制の整備
- 2 研修・訓練等の実施
- 3 広域防災体制の確立
- 4 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備
- 5 火災予防対策の推進
- 6 備蓄品等の整備
- 7 災害救急医療システムの整備
- 8 緊急輸送体制の整備
- 9 避難対策の充実
- 10 家屋被害認定制度等の整備
- 11 廃棄物対策の充実
- 12 要配慮者・避難行動要支援者支援対策の充実
- 13 ボランティア活動の支援体制の整備

第2 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に市民や企業等の防災活動への参加を促進するものとする。

- 1 防災に関する学習等の充実
- 2 自主防災組織の育成
- 3 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に整備するものとする。

- 1 防災基盤・施設等の整備
- 2 都市の防災行動の強化
- 3 建築物等の耐震性の確保
- 4 地盤災害の防止施設等の整備
- 5 交通・ライフライン関係施設の整備等

第4 兵庫県南部地震の教訓の発信と継承

兵庫県南部地震の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に取り組むものとする。

- ・ 住宅再建共済制度の推進

一 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 一

第1節 平時の防災組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策推進のため、平時から防災に係る組織体制を整備するものとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、市長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大を図ることとする。

第1 小野市防災会議

災害対策基本法及び小野市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関し、小野市所掌事務の遂行を中心とし、全市域における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含する防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする機関である。

1 組織構成

会 長	小野市長
委員定数	30人以内

風水害等対策計画の表記に合う。

2 所掌事務

- (1) 小野市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 小野市の地域における災害が発生した場合において、その災害に関する情報を収集すること。
- (3) 関係機関に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 他の地方防災会議と相互に協力すること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 小野市水防協議会

水防に係る警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織構成

会 長	小野市長
委 員	15名

2 所掌事務

小野市水防計画に定めるところによる。

第3 小野市国民保護協議会

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 組織構成

会 長	小野市長
委 員	30名（小野市防災会議委員と同一）

2 所掌事務

小野市国民保護計画に定めるところによる。

第4 災害対策要員への連絡手段の確保

市は災害発生時における職員の体制について、以下の事項をあらかじめ決めておくこととし、職員に対して周知徹底を図ることとする。

- 1 参集基準
- 2 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制
- 3 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- 4 フェニックス防災システム端末の使用方法的習熟

第2節 研修・訓練の実施

防災業務に従事する職員の対応能力の向上と習熟に努めるとともに、関係機関との連携と防災体制の整備を強化するとともに防災意識の向上を図る。訓練の企画、立案に際しては、女性などの参画を求め多様な観点から検討を加え、要配慮者の支援を含めた訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

震災は広域にわたる複合的な災害であるので、情報の収集、伝達の方法、消火、救助、救急活動、避難誘導等を重点に置き訓練を行う。また、警察、自衛隊など関係機関との合同訓練を実施し、円滑な連携活動が実施できるようにする。

- 1 職員の動員、初動体制の確立
- 2 地域情報の収集及び伝達
- 3 消火及び救助活動
- 4 警戒区域の設定
- 5 応急救護所及び医療救護活動
- 6 避難誘導及び避難所の設置運営
- 7 要配慮者支援活動
- 8 救援物資の準備及び輸送
- 9 道路通行規制
- 10 応急復旧など

第2 地域防災訓練

震災時における市民自らの行動の重要性を考慮し、家庭における身近な訓練のほか、自主防災組織等を中核として警察、消防本部、消防団等の協力のもと事業所、学校、ボランティアと連携し出火防止、初期消火などの初動活動及び避難所運営を主とした訓練を行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難誘導訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 情報伝達訓練
- 6 応急給水訓練
- 7 応急炊き出し訓練
- 8 避難所運営訓練

第3 広報訓練

安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール等のメールを使った広報、公共情報コモンズを使用したテレビ等による広報、広報車による広報など、効果的な広報媒体を活用して、市民に対する広報活動訓練を行う。

第3節 広域防災体制の確立

1 相互応援体制の整備

(1) 協定の締結

① 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定(平成18年11月1日締結)

県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施する。

② 東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定(平成18年11月1日締結)

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

地 域	東播磨地域、北播磨地域
市 町	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町、多可町

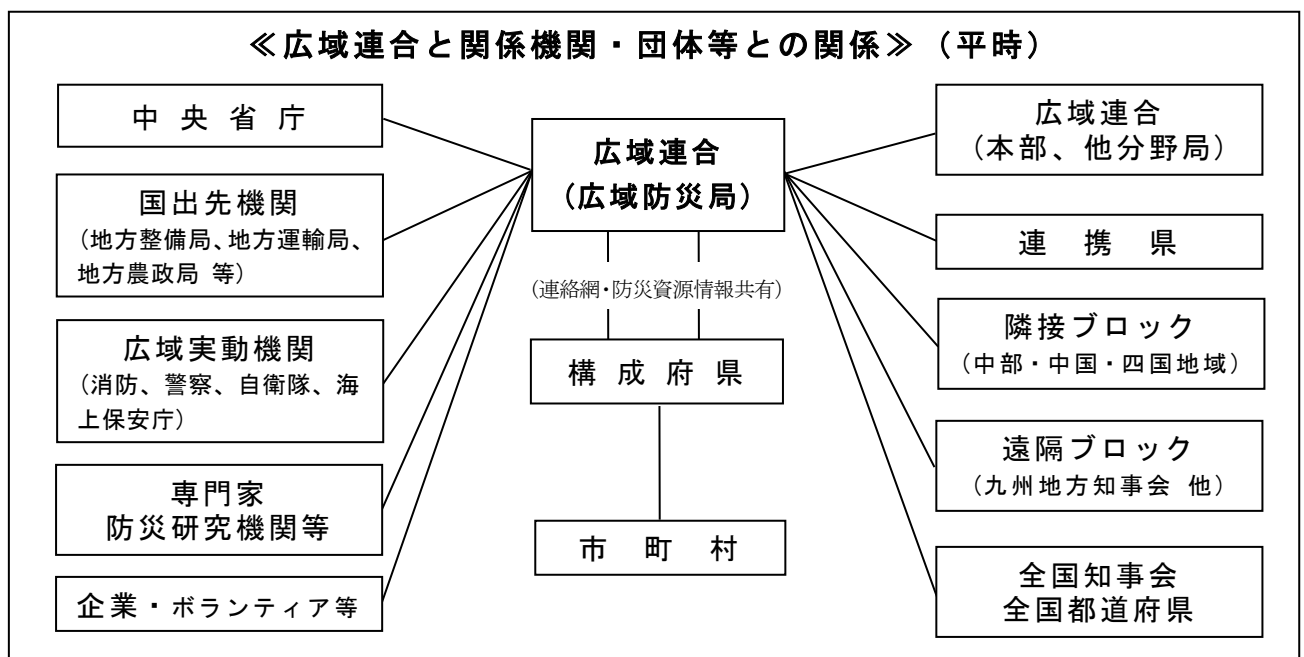
③ 播磨広域防災連携協定(平成26年4月22日締結)

播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定める。

市 町	姫路市、加古川市、たつの市、明石市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
-----	---

2 関西広域連合との連携

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、現在は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、及び神戸市の2府6県4政令市により構成されている。被害が複数にまたがり、又は単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。



第4節 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備

市は、庁舎、避難所等の災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え検討しておくこととする。

第1 災害対策拠点施設の整備

1 小野市防災センターの整備・運用

市は、市域に想定される規模の地震が発生した場合においても、発災初動時から災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中核拠点としての役割を十分果たすことができる施設を整備した。

また、消防施設、通信施設、その他の防災活動を円滑に実施するために必要とする施設及び人員並びに資機材の整備強化について定める。

運用開始	平成26年4月
所在地	小野市王子町809番地
構造・規模	R C造地上3階、延床面積3,087.30平方メートル 重さ約3,310トン
主な特徴	・免震構造 ・非常用発電機の設置 ・災害対策本部機能 ・消防本部機能を併設（高機能指令台・消防救急デジタル無線設備） ・市のネットワーク管理室を併設 など

2 防災行政無線（移動系デジタル）の整備・運用

刻々と変わる災害情報を円滑に収集するため防災無線を整備し、防災センター（災害対策本部室）と現場等の情報の一元化を図るとともに、迅速な対応により被害を軽減する。また、避難所の状況を迅速に収集し、物資等の調達、輸送を行うことを目的とする。

【主な導入機器】

1 基地局設備	一式（市役所庁舎）
2 簡易中継局設備	一式（コミセン下東条）
3 半固定型無線送受信装置5W （遠隔制御装置付）	◇半固定型 3局 （防災センター、市民安全部、水道部） ◇遠隔制御装置 2局 （防災センター、市民安全部）
4 無線機	◇車載型5W 16局 （水道部 9局、青パト 7局） ◇携帯型2W 34局

第2 地域住民に対する通信連絡手段の整備

県、市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実に図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。

第2-2 フェニックス防災システムの運用

大規模災害時の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Jアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。

第2-3 小野市緊急情報伝達システムの運用

住民へ災害時の緊急情報を伝達するため、情報伝達システムを整備し、市内の小・中・特別支援学校等や自治会長等にJアラートの緊急情報や、避難情報の伝達を迅速に行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

第3 地域防災拠点の整備

市は、災害時において地域の救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を整備することとする。

1 役割

地域防災拠点は、県が定める広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿で、防災ブロック内の消防、救援・救護、復旧等の活動拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

2 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めるものとする。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積搬送スペース
- ② 地域の防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽、井戸等
- ⑧ 広域避難スペース

3 地域防災拠点一覧

名 称	住 所	電 話	F A X
大池総合公園	王子町917-1	62-7000	62-7560
ひまわりの丘公園	浄谷町1545-321	62-1147	62-1148
市民研修センター	福住町247-5	67-0044	67-0044
上新防災ふれあい広場	王子町771		
小野八ヶ池自然公園	河合中町942	66-5550	66-5556
小野希望の丘陸上競技場	浄谷町2233-1	64-7776	64-7776

【参考】兵庫県が整備する広域防災拠点（近隣）

◇播磨中央公園 ◇三木総合防災公園 ◇明石海浜公園 ◇日岡山公園 等

第4 コミュニティ防災拠点

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救護の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一時的な避難地となり、また身近な防災活動拠点となる概ね500㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮することとする。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点となる役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 災害時において避難・応急生活の可能な機能
 - ・ 避難・滞留空間
 - ・ 備蓄施設
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・搬送スペース
- ③ 情報通信設備
 - ・ 圏域内の住民の情報連絡装置（同報系無線、拡声器等）
 - ・ 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- ④ 対象地区の防災活動に必要な設備
 - ・ 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ・ 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ・ 自家発電機、再生可能エネルギー
 - ・ 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

3 規模

コミュニティ防災拠点には、以下の規模を確保するよう努めることとする。

- ・ 有効面積 一人につき2㎡×対象人口

※ 小野市では、「第3編 災害応急対策計画 第10章 避難対策の実施」に定める「地域避難場所」をコミュニティ防災拠点と位置づける。

第5節 火災予防対策の推進

第1 組織の確立

1 常備消防

(1) 小野市の常備消防の状況 (令和3年4月1日現在)

常備消防の方法	単 独	
消防本部の数	1 消防本部	
分署・出張所の数	2 分 署	
消防職員数	消防本部	47人（日勤者6人・出向者等5人を 含む）
	南分署	16人（日勤者 1人を含む）
	北分署	10人（日勤者1人を含む）

(2) 県下の常備消防設置状況 (平成31年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	19	18市1町	5,169人
組 合	5	11市5町	868人
事 務 委 託	—	6町	—
計	24	29市12町	6,037人

2 非常備消防

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、施設・設備の充実、青年層・女性層などに対し、団員への参加を促進する。

(1) 小野市の常備消防の状況 (令和3年4月1日現在)

分 団 数	6分団
部 数	56 部（5特設部、女性分団2部を含む）
消防団員数	661人

(2) 県下の非常備消防（消防団）の設置状況（平成31年4月1日現在）

消防団の数	62
市 町 の 数	29市12町
消防団員数	41,747人

第2 消防施設・設備の整備

市における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

1 災害時における総合的な消防計画を策定

市は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。

2 庁舎の耐震性向上

市は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 消防施設の整備

(1) 消防ポンプ自動車等の保有数

	消 防 本 部	消 防 団
水槽付消防ポンプ自動車	2	—
化学消防自動車	1	—
はしご付消防自動車	1	—
普通消防ポンプ自動車	—	6（小型動力ポンプ積載）
小型動力ポンプ積載車	1	48（軽四：小型動力ポンプ積載） 1（小型動力ポンプのみ）
救助工作車	1	—
水 槽 車	1	—
指揮広報車	1	—
査 察 車	1	—
軽四（1BOX）	1	—
資機材搬送車	1	—
救 急 車	4	—
軽四貨物	1	—

(2) 消防水利の概要 （令和3年4月1日現在）

	現 有
消 火 栓	1,341
防 火 水 槽	503
合 計	1,844

4 整備計画

市は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五カ年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。

- (1) 消防力の整備指針・消防水利基準の達成を目標に、整備を図ることとする。
- (2) 水道等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

第3 大火災及び多数の死傷者の発生が予測される建物、地域等

1 危険物製造所等の施設

爆発速熱的な火災となり危険物品の飛散流出等により延焼拡大のおそれのある危険物施設

2 複合用途の建物

火災発生時、特に関係者の適切な対応処置が期待されるもので管理権限及び利用形態の異なる各種企業体が混在する建物

3 不特定多数を収容する建物等

早期に避難誘導しなければ多数の死傷者が発生する危険性の大きい次の施設

- (1) 大規模な公民館、集会場
- (2) 遊技場
- (3) 待合、料理店、飲食店
- (4) マーケット、大規模物品販売店舗

- (5) 旅館、ホテル、宿泊所
- (6) 病院、老人福祉施設、各種養護施設

4 木造建物密集地域

火災が発生しやすく、1,000平方メートル以上焼損する危険性がある街区

第4 火災予防対策

1 一般予防対策

- (1) 市は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警火心の高揚を図ることとする。
- (2) 市は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図ることとする。
- (3) 市は、火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせることとする。
- (4) 市は消防法の定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

市は、建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図ることとする。

3 人命危険対象物火災予防

(1) 防火及び防災セイフティマークの表示指導

市は、法令で義務付けされた一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。

(2) 消防法令違反に対する是正指導の推進

市は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。

4 防火管理者等の育成と活用

- (1) 市は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させることとする。
- (2) 市は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図ることとする。

第5 警防計画の整備

大工場、危険物大量保有事業所、住宅密集地域などの大規模又は特殊な火災の発生する危険のある対象物については、実態調査のうえこれに対する警防計画を整備する。

第6 火災等予防意識向上の広報活動

市内の公共機関の職員及び市民に対する防火知識の普及のために次の広報活動を行うこととする。

- 1 火災等に関する各種の広報資料を作成し、市民に配布して防災知識の高揚を図る。
- 2 「広報おの」等の広報紙を活用して「消防ニュース」「消防だより」で普及する。

第2章 迅速な災害応急対応活動体制の確立 第5節 火災予防対策の推進

- 3 消防広報車等により火災予防と毎月1日「防火の日」を広報して防火知識の普及を図る。
- 4 春・秋の火災予防運動において防火知識の普及を図る。
年末年始火災特別警戒の期間防災知識の普及を図る。

第7 危険物関係事業者に対する指導

危険物の災害を未然に防止するため法令に定められた保安基準の遵守を図るとともに、危険物行政における組織体制の確立をめざす。

消火薬剤については、関係業者との相互応援協定を結び、常に消火薬剤の備蓄に努め、危険物火災から地域住民の安全と災害による被害の軽減を図り、危険物の流出事故の防止については屋外タンクの地震時等の液面揺動を考慮するとともに、不等沈下状況を定期的に測定し、不等沈下の著しいものについては安全対策を指示し、オイルフェンス、油処理剤及び土のう等の備蓄を関係事業者に指導し、災害の未然防止を図る。

危険物安全週間において危険物保安知識の普及を図る。

第8 火薬類等関係事業所に対する指導

火薬類の消費については許可機関との連絡を密にし、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等については消防法令等による届出の徹底により、貯蔵、取り扱いの実態を把握して保安管理についての指導を強化し、災害の未然防止を図る。

第9 危険物施設への査察

危険物製造所等並びにこれら施設における危険物の貯蔵、取扱い及び消防用設備等についても技術上の基準に基づき適合状況を検査し、安全管理の徹底を期し、危険物災害の防止に努める。

第10 大規模火災時の避難計画

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250m×250mメッシュ毎に予測したもの。

小野市の火災危険度ランク	1～2（小野市市街化区域）
	1（用途区域）

（兵庫県地域防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 別図1 メッシュ別火災危険度ランク（播磨）に掲載）

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建ぺい率	備考
1	70%以上	—	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上 30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上 40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険 5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途区域内

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、**小野市**、三田市、加西市、丹波篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町

2 避難計画の概要

市は、上記1の地域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項に考慮して、広域避難地（広域避難場所）・避難路の整備等組織的な避難計画を作成することとする。

(1) 避難を要する人員の算定

避難計画区域の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定することとする。

(2) 広域避難地（広域避難場所）の選定条件

広域避難地においては大火から住民の安全を確保できることを目標とし、その選定にあっては次の事項を考慮する。

① 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するため、10ha以上の空地を有することを目標とし、さらに周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努めることとする。

② 公共性

いつでも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公共の施設を中心に選定することとする。

③ 生活必需品等の供給

市は、食料・供給・医療等最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ定めておくこととする。

第11 広域避難地の確保

1 広域避難地（広域避難場所）

広域避難地は、拠点避難所からさらに避難を必要とする場合に、住民を安全に収容できる場所とし、延焼火災から避難場所を保護し得るよう整備を行うものとする。

〈広域避難場所一覧〉

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| ① 大池総合公園 | ② ひまわりの丘公園 | ③ 河合運動広場 |
| ④ 市民研修センター運動場 | ⑤ 匠台公園 | ⑥ 小野希望の丘陸上競技場 |

2 拠点避難所、地域避難場所

拠点避難所、地域避難場所は「第3章 災害応急対策計画、第9章 避難対策の実施、第3節 避難所一覧」に定めるところによる。

第12 避難路の整備

- 1 広域避難場所に至る避難路を確保するため、従来の道路整備事業に防災性を付与し、整備の推進を図る。
- 2 沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。
- 3 学校等避難所への避難路は、原則通学路とし、水路等への転落防止、傾斜地の崩落防止、工作物等の落下防止等の安全対策を講じる。

第6節 備蓄体制等の整備

市の防災関係機関は防災資機材の計画的に整備及び備蓄し、災害時の初動体制の充実を図るものとする。

第1 防災備蓄倉庫の整備

市は、災害時に効率的な支援を行うため、各地区の拠点避難所に備蓄倉庫（プレハブ型）を整備し、防災資機材及び食料、生活物資等を分散備蓄するものとする。

1 防災備蓄倉庫の整備計画

令和3年4月1日現在

整備年度	所在地
平成17年度	小野市役所東駐車場内（既存）
平成25年度	河合小学校、来住小学校
平成26年度	小野小学校、河合中学校、市場小学校、コミュニティセンター下東条
平成27年度	大部小学校、コミュニティセンターいちば、下東条小学校
平成29年度	小野東小学校、旭丘中学校（旧小野市安全安心広場より移設）
令和元年度	小野希望の丘陸上競技場
令和2年度	小野特別支援学校
令和3年度	中番小学校、小野中学校、小野南中学校、コミュニティセンターかわい、コミュニティセンターきすみの、コミュニティセンターおおべ

2 防災備蓄倉庫の仕様 ※既存の小野市防災備蓄倉庫・小野希望の丘陸上競技場を除く

	品目	数量
1	防災備蓄倉庫（2.4m×4.0m×2.33～2.38m）	1
2	発電機（定格出力 2.3KVA）	1
3	灯光器（ハロゲン 500W）	3
4	バルーン式灯光器	2
5	ガソリン携行缶（20ℓ用）	1
6	防滴コードリール（30m 15A 用）	2
7	毛布（フリース 1500mm×2100mm）	50
8	メガホン（定格 6W、最大 9W）	3
9	防水シート（ブルー 3.6m×5.4m）	10
10	土のう袋（ポリエチレン製 480mm×620mm）	200
11	剣先スコップ（全長：970mm、剣部：232×292mm）	3
12	懐中電灯（電源式防滴ラジオライト）	5
13	簡易ベッド（アルミ製 1900×770×120mm）	5

第2 防災資機材の整備

(1) 市民が使用する資機材

市は、市民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位で配置するよう努める。

(2) 県が備蓄する救助資機材

救助用照明具、エンジン式削岩機、エアジャッキ、手動ウインチ、背負式消火ポンプ、救助作業用誘導棒、サイレン付警報器、捜索用投光機、救助用ロープ、携帯式便所、エンジンカッター、チェーンソー、油圧式ジャッキ、油圧式カッター、ピストン式破壊工具、ピック付パール、レスキューベスト、レスキューリュック、スリングロープ、多用途ナイフ、ピック付手おの、特殊作業手袋

第3 食料の調達、供給

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じることとする。
- (2) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
- (3) 市は、「第1編 総則 第4章 被害想定」に掲げる最大避難者数を基準に備蓄することを目標とし、地区や小・中学校区レベルに分散させる形で食料、物資の2日分の備蓄に努めるものとするが、うち1日分について現物備蓄に努めるものとする。
- (4) 災害対策要員の食料
市は、災害対策要員に必要な食料を常時3日分の備蓄に努めるものとする。

2 民間企業との協力体制の確立

大規模な災害時においては、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給確保を図るため、関係企業、団体と協定を締結するなど協力体制を整備するものとする。

3 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- | |
|---|
| ① 避難所等に収容されている被災者
② 住家が被害を受け、炊事ができない者（在宅避難者等）
③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
⑤ その他本部長が必要と認める者 |
|---|

(2) 目標数量

市及び市民は、次表の区分に従って備蓄をするよう努めること。

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域 ・学校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分※	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 備蓄体制等の整備

(3) 品 目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズ及びアレルギー対応にも配慮することとする。

◆炊き出し用米穀	◆乾パン	◆おにぎり	◆パン
◆育児用調整粉乳等の主食	◆即席めん	◆ハム・ソーセージ類	
◆調理缶詰	◆漬物	◆味噌	◆醤油等の副食
◆食料の備蓄に応じた食器類			
◆哺乳瓶等（洗浄等が困難な場合に備え、使い捨てのものも）			

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

4 方法

市	コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市域レベルで被災者の2日分の食料を備蓄することとする。なおコミュニティ域又は小、中学校レベルについては、発災後すぐに対応が必要となることから、きめ細やかな単位で直接備蓄をするように努めることとする。	
県	市で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。 また、必要に応じて、自衛隊の乾パン等の食料の放出を要請する。	
	(ア)米穀	備蓄食料の活用（広域防災拠点からアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定の締結及びそれに基づく流通在庫の活用 農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売業務を委託している受託事業者からの引き渡し）
	(イ)おにぎり	学校給食センター、給食業者からの供給あつせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給あつせん
	(ウ)弁当	弁当供給事業者との協定に基づく供給あつせん
	(エ)パン、 育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
	(オ)副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
	(カ)食料品一般	コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあつせん

第4 生活必需物資

1 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 目標数量

幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 備蓄体制等の整備

3 品 目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりとする。

区 分	特に重要な品目例
寝 具	◆毛布 ◆床マット ほか
外衣・肌着	◆下着 ◆防寒衣 ほか
身の回り品	◆タオル ほか
炊事道具・食器	◆哺乳瓶 ◆紙コップ ◆紙皿 ◆紙椀 ◆箸、スプーン ほか
日用品	◆トイレットペーパー ◆ポリ袋 ◆ポリタンク ◆生理用品 ◆紙おむつ ◆大人用おむつ ほか
光熱材料等	◆懐中電灯 ◆乾電池 ◆卓上コンロ・ボンベ ◆燃料 ◆ストーブ ◆エンジン発電機 ほか
その他	◆テレビ ◆ラジオ ほか

第5 衛生物資

1 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。

2 品 目

市があらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区 分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	◆消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液） ◆マスク ◆ゴム手袋（ディスポーザブル） ◆液体せっけん ◆ウェットティッシュ ◆ペーパータオル など
健康管理用資材等	◆非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	◆マスク ◆使い捨て手袋 ◆ガウン ◆フェイスガード など
避難所運営用資材等	◆間仕切り ◆養生テープ ◆段ボールベッド（折りたたみベッド含む） ◆受付用パーティション ◆換気設備 ◆除菌・滅菌装置 ◆清掃用具一式 ◆トイレ関連備品一式 など

第6 応急給水

1 飲料水及び生活用水

(1) 供給対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市は、発災直後の断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備する。

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第6節 備蓄体制等の整備

給水目標 目安	災害発生から3日間	1人1日 3 ^{リットル}
	4日～10日目	1人1日 3～20 ^{リットル}
	11日～20日目	1人1日 20～100 ^{リットル}
	21日目以降	1人1日 100 ^{リットル} ～被災前の水準

(3) 供給体制の整備

- ① 飲料水及び容器の備蓄
- ② 給水計画の策定
- ③ 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく支援
- ④ 応急調達の協定の策定
- ⑤ 市民に対し貯水や応急給水についての指導
- ⑥ 「災害時市民開放井戸」の登録 ※飲料水以外での使用を目的とする。

(4) 市民の対策

- ① 1人1日3^{リットル}を基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- ② 貯水する水は、水道水等の衛生的な水を用いる。
- ③ 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

第7節 災害救急医療システムの整備

震災時には、医療施設や医療従事者が被害を受ける可能性もありうるため、医療施設等に対し耐震化・不燃化の強化を図るとともに、非常時でも医師、看護師等が確保しうるよう十分に配慮するものとする。

山崎断層帯地震による市内での最大の被害想定では、市内の医療機関で全てを対応することは不可能であり、広域の救急医療体制を構築する計画も定めなければならない。

第1 災害医療体制等の整備

市は、県の災害救急医療情報システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整を図るものとする。

1 初期の医療体制

救護所の設置及び救護班の編成、出動、活動内容等について、救護対象者数を考慮しつつ、医師会等と協議して計画を定めておくほか、自主防災組織による軽微な負傷者に対する応急救護や救護班の活動支援を可能にするための計画も定めておく。

2 重症者の搬送等

震災時には、医師、看護師、医薬品、医療機材等が不足し、本市限りでは市内で発生したすべての医療救護需用に対応できないことが想定されており、後方医療施設への重症者の搬送、県、日赤等に対する医療救護班の派遣要請等について、関係団体と協議して計画を定めておく。

なお、重症者の搬送に関しては、搬送手段の確保及び応急救護所、後方医療施設搬送機関等との間の情報連絡体制の整備についても、十分配慮して計画を定める必要がある。

3 救急救命士養成の推進

市は、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

4 医療資機材の整備・調達計画

救護班及び医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品、血液、医療資機材等の確保について、備蓄・調達、県等からの緊急補給などの計画を定めておく。

また、DMAT等災害時派遣チームを円滑に受け入れるため、事前訓練の実施や受け入れ計画を定めておく。

第8節 緊急輸送体制の整備

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

1 緊急輸送路・緊急交通路

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めることとする。

この計画は「第3章 災害応急対策計画 第8章 交通・輸送及び警備の実施」に定めるところによる。

2 ヘリコプターの臨時着陸場適地

県等が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県及び市はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

【県等が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園	王子町917-1	62-7000
2	河合運動広場	河合中町48-2	66-5160
3	市民研修センター運動場	福住町247-5	67-0044

第9節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。市は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した土砂災害等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。災害時における避難（第3編第9章 避難対策の実施の項を参照）

第1 避難所の定義

1 避難所の目的

避難者に安全と安心の場を提供する。

2 避難所の機能

安全の確保、食料、生活物資等の提供、生活場所の提供、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

3 対象となる避難者

災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

第2 避難所等の指定

市は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。

1 指定緊急避難場所

① 指定基準

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

② 広域一時避難への配慮

市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けることとする。

災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの。	
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地しているもの
構造条件	安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水については、その水位より上に避難スペースがあるもの

2 指定避難所

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

(1) 指定基準

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。
構造条件	速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること
避難行動要支援者（要配慮者）の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。	

(2) 指定順位

市が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

- ・ 公立小、中学校
- ・ その他公立学校
- ・ 公民館
- ・ その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化、スポーツ施設等）
- ・ その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設）

(3) 広域一時滞在への配慮

- ① 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくように努め、その際には、施設の管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になり得ることについて予め同意を得るように努めることとする。
- ② 市は、大規模広域災害に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるように努めることとする。
- ③ 県は、市から県施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所としたい旨の申し出があったときは協力するように努める。

(4) 留意事項

- ① 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたっては、教育委員会及び当該学校と防災担当部局は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的な連絡会等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。
- ② 市は、あらかじめ高齢者・障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。
- ③ 市は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。
- ④ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等を適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市は避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めることとする。

第3 市の避難所管理運営体制の整備

- 1 市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。
- 2 避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備することとする。

第4 施設、設備の整備

- 1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。
- 2 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、通信手段、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- 3 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。
- 4 市は、避難所等に設置するトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- 5 市は、平常時から井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

第5 避難所運営組織の育成

- 1 市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ることとする。
- 2 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努めることとする。
- 3 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておくこととする。

第6 避難所開設・運営訓練

市は、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

第7 避難所管理・運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

第8 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、「マイ・タイムライン」の作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。また、市は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。

第9 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくことなど、必要な準備を整えておくこととする。

第10 「マイ・タイムライン」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ・タイムライン」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第10節 災害時帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第1 災害時帰宅困難者への支援

- 1 市は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めることとする。
- 2 県、市、関係事業者は、要配慮者に対して代替運送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。
- 3 関西広域連合は、関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

第2 情報の収集・伝達

- 1 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- 2 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。

第3 普及啓発

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の中での災害伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

第11節 家屋被害認定士制度等の整備

第1 家屋被害認定士

災害対策基本法第90条の2で市町長は、災害発生時に遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定めている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、県及び市町は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

1 家屋被害認定士の役割

- (1) 災害時に市長により調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

2 家屋被害認定士の対象者

◆市職員	◆県職員	◆建築及び不動産関係団体の会員
------	------	-----------------

第2 被災建築物応急危険度判定制度の整備

1 目的

市は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。

2 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

【備蓄品目】

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

3 実施計画

(1) 実施主体

市は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

(2) 対象

地震により被災した建築物を対象とすることとする。

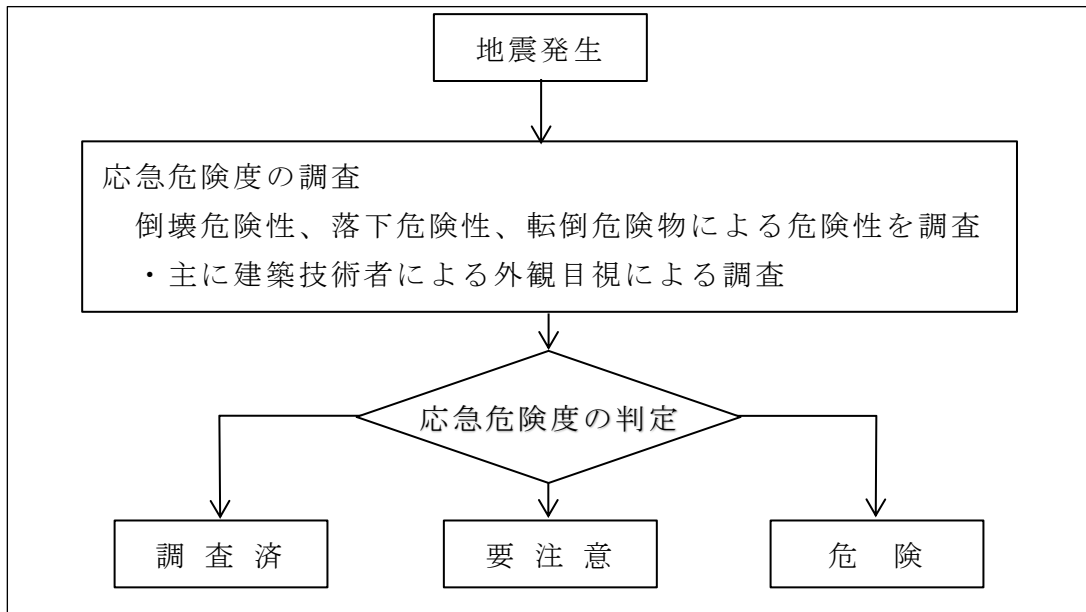
(3) 実施方法

- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施することとする。

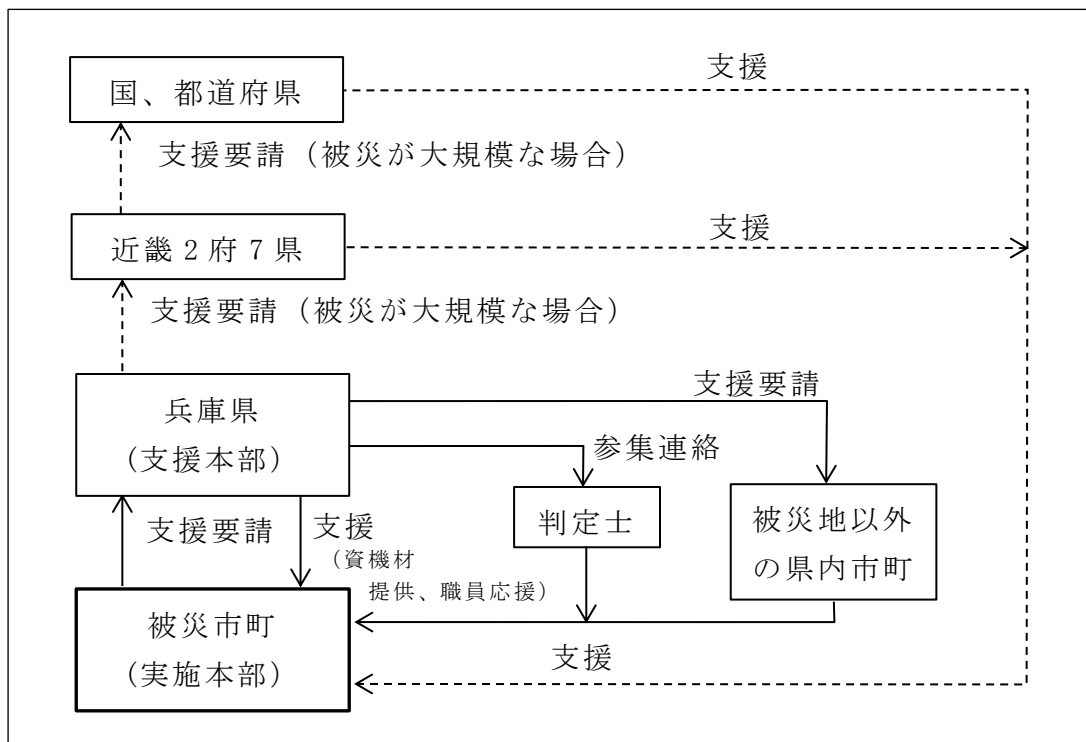
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第11節 家屋被害認定士制度等の整備

- ② 被災規模が甚大な場合、広域的な支援を近畿府県又は国に要請することとする。
- (4) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

【応急危険度判定】



【支援の流れ】



第3 被災宅地危険度判定制度の整備

1 目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

【備蓄品目】

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

3 実施計画

(1) 実施主体

市は、危険度判定を実施する場合、実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。
- ② 被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

- (4) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

第12節 廃棄物対策の充実

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。

また、市は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努める。

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。

協定内容	① 県が被災市町の要請を受けて調整 ② ①に基づき各市町間で相互応援を実施
------	--

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみを作るために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

協定内容	① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整 ② ①に基づき各市町間で相互応援を実施
------	--

(3) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として受援を受けた市町が負担することとする。

第13節 避難行動要支援者支援対策の充実

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

1 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市は、要配慮者の担当課を定め、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

(2) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

市は、災害時の避難者支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供するよう努めることとする。

(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。

なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業者等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。

(5) 訓練・研修の実施

市は、避難行動要支援者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援に必要な人材の育成に努めることとする。自主防災組織は、上記（4）で策定した計画に基づく防災訓練等の取り組みに努めることとする。

2 避難行動要支援者対策の充実

(1) 市の体制

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な確保を図るために、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、名簿等の作成をすることとする。

(2) 避難行動要支援者の要件

- ① 介護保険の要介護認定者（3から5）
- ② 身体障がい者（障害等級が1級から2級までの人）
- ③ 知的障がい者（療育手帳がA判定の人）
- ④ 精神障がい者（障がい等級が1級の人）
- ⑤ 障がい者総合支援法による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑥ 高齢者（75歳以上）のみの世帯の方
- ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる方（自ら名簿の登録を希望される方）

(3) 避難支援関係者

避難行動要支援者の避難支援にあっては、災害時を含め平常時から、地域の見守りや安否確認等日常的な支え合いにつなげるものとする。

※自治会（自主防災会）、民生・児童委員、消防本部、消防団、警察署、市社会福祉協議会、避難行動要支援者が指名する個人支援者

(4) 避難支援者等関係者へ提供する名簿情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号又は緊急連絡先、避難支援などを必要とする事由、このほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項。

(5) 作成した名簿情報の提供

作成した名簿情報は、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者に事前提供する。その際に、名簿情報の漏えい防止のため、個人情報の取扱いに関する適切な措置を講ずるものとする。

3 情報伝達体制の整備

(1) 市の体制

市は、災害時に迅速・的確に避難行動要支援者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。

(3) 障がい者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。

また、市は防災知識の普及啓発に努めるほか、防災関係機関（市民安全部、消防本部）は、防災上の相談・指導を行うこととする。

(4) 外国人に対する日常の情報提供等

市は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

◆生活情報リーフレットによる防災情報の提供

4 安全な避難場所の確保

市は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、要配慮者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。

また、市は社会福祉施設等との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

さらに、市は福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

5 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

市は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

6 平常時の地域ケアシステムとの連携

(1) 医療・福祉事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要配慮者の生活支援などについて、地域の医療・福祉事業者等との連携を図ることとする。

市は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

① 市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

② 市は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

7 要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策を実施

市は、県等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、要配慮者利用施設に対して、土砂災害に関連する情報提供、防災体制整備の指導等、総合的な土砂災害対策を講じることとする。

8 支援体制等の推進

市は、要配慮者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の作成・充実

(2) 要配慮者一人ひとりの支援者の確保

(3) 市は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備

(4) 介護事業者の団体等との要配慮者支援のための包括協定の締結

9 支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者情報の共有と支援体制の整備

- ① 市民安全部と市民福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援や見守り体制の整備に努めることとする。
- ② 避難行動要支援者に関する情報を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を作成すること。
- ③ 避難行動要支援者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な情報共有を行うこととする。

(2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時に（避難準備の情報をはじめ）迅速・的確に避難行動要支援者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障がい者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障がい者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

10 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

- ① 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- ② 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めることとする。

第14節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、県が作成する「災害ボランティア活動支援マニュアル」を参考に、災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成する。

(2) 受入体制の整備

市は、県内での大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ボランティア団体等とのネットワークの構築② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 |
|---|

また、市は地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。

(3) ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

(4) 資機材等の確保

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターや社会奉仕団体等との間で災害時に必要な資機材の確保に係る協定の締結等に努めることとする。

一 第3章 市民参加による地域防災力の向上 一

第1節 防災に関する学習等の充実

市は、市民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第1 市民に対する防災思想の普及

市の防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。

第2 災害教訓の伝承支援

市は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援することとする。

第3 市民に対する防災知識の普及

市の防災関係機関は、次の事項について広報し市民の防災意識の高揚を図ることとする。

1 周知方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多彩な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。

- (1) 人と防災未来センター等、普及啓発施設の活用
- (2) インターネット（県は、平成17年8月から県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、危険ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。）ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及

〔CGハザードマップの内容〕 <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害）の危険箇所（洪水、高潮、津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における推進イメージCGなど災害の恐ろしさや避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

- (3) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (4) 標語、図面、作文募集等による普及
- (5) 出前講座等の実施
- (6) 地域住民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (7) 防災研修や訓練の実施
- (8) 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用 等

2 周知内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

第3章 市民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実

- (1) 市内の防災対策
- (2) 地震に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得

- ① 津波や地盤災害等周辺地域における災害の危険性の把握
- ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防
- ⑤ 応急救護等の習得
- ⑥ 避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）
- ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑨ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑩ 要配慮者及び外国人への配慮
- ⑪ ボランティア活動への参加
- ⑫ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
- ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

- (4) 津波に関する警報・注意報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- (5) 災害発生時の心得

- ① 地震発生時にとるべき行動
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ④ 救助活動
- ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報収集
- ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
- ⑦ 避難実施時に必要な措置
- ⑧ 避難場所での行動
- ⑨ 自主防災組織の活動
- ⑩ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ⑪ 安否情報確認のためのシステム活用 等

3 ひょうご防災リーダー講座への受講

市は、県が地域防災力の向上を目指し、地域防災のリーダーを育成するために開設する講座への参加を推進するものとする

(1) 目的

自主防災組織のリーダーなど地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実践的な知識・技術を習得すること。

(2) 主な講座内容

災害のメカニズム、防災のしくみ、応急手当・救助方法、心肺蘇生法、避難所開設・運営訓練 等

(3) 開催場所

県広域防災センター（三木総合防災公園内）等

4 学校における防災教育

- (1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。

第3章 市民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実

- ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決にむけての方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市の防災部局（市民安全部防災G）・自主防災組織との連携強化について
 イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
 ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

- ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 一般教職員への研修会の実施
 イ 防災教育推進指導員養成講座（兵庫県教育委員会）
 ・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。1年間で終了

- ③ 震災・学校支援チーム（EARTH）による研修会等

【EARTHとは？】

- ・平成12（2000）年4月1日に発足
- ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により構成
- ・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班、研究・企画班の5班編成
- ・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興支援活動を推進
- ・平時には、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言にあたり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進
- ・年2回、訓練・研修会を実施

- (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校の防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めることとする。

- ① 学校における防災教育の充実

ア 様々な災害から
 自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
 イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育の推進
 ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
 エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修を通じた実践的指導力の向上

- ② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
 イ 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
 ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

- ③ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取り組みを生かした教育相談体制の充実
 イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
 ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

(1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。

- ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- ④ 関係法令の運用
- ⑤ 災害発生原因についての知識
- ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 市は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び各部局・各地域ごとの職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努めることとする。

5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

【防災上重要な施設とは？】

- ① 災害が発生する恐れがある施設
- ② その施設に災害が及んだ場合に被害を拡大させるような施設
- ③ 災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設

上記の①から③の施設管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務付けられている。

(1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ることとする。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令で定める保安講習・立ち入り検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

第2節 自主防災体制の整備

地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、各地区の特性に応じたボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成

1 実施機関等

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。その際、市と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。
- (2) 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めることとする。

2 重点地区

市は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ることとする。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 住宅の中に高齢者等いわゆる要配慮者の比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域
- (4) 消防水利の不足している地域
- (5) 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 自主防災組織の活動

自主防災組織の参加者は、市と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行うこととする。

(1) 防災計画（活動計画）の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難指示の方法、要配慮者への対応、避

第3章 市民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備

- 難路・避難場所、避難所の運営協力等)
- ⑧ 給食・給水に関すること。(食料・飲料水の確保、炊き出し等)
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。(調達計画、保管場所、管理方法等)

(2) 自主防災組織の編成

◆情報班 ◆消火班 ◆救出・救護班 ◆避難誘導班 ◆給食・給水班 等

(3) 編成上の留意事項

- ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- ② 地域の実情に応じた班編成
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

(4) 自主防災組織の活動内容

① 平時の活動

- ア 地震等防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域における危険度の把握(山崩れ・崖崩れ等、危険物施設延焼拡大危険地域等)
- エ 地域における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- オ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 避難地・医療救護施設の確認
- ク 防災資機材の整備、管理
- ケ 防災訓練の実施
- コ 地元消防団との連携等
- サ 地域における「マイ・タイムライン」作成の普及促進

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
- イ 負傷者の救助
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導、避難生活の指導
- カ 給食・給水
- キ 近隣地域への応援 等

(5) その他

自主防災組織は、事業所の防災組織、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

4 育成強化対策

市は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進することとする。

- ◆ 啓発資料の作成
- ◆ 各種講演会、懇談会等の実施
- ◆ 情報提供
- ◆ 各コミュニティへの個別指導・助言

第3章 市民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備

- ◆ 各コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- ◆ 顕彰制度の活用
- ◆ 活動拠点施設の整備

第3節 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、水防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

1 実施機関等

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図ることとする。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努めることとする。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮することとする。

2 充実強化対策

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。

- ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- ④ 消防団員の処遇の改善
- ⑤ 消防団の装備の改善
- ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
- ⑦ 女性消防団員の加入促進
- ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
- ⑩ 住民に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めることとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

① 事業継続計画（BCP）の作成

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは？】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

- ② 防災計画の作成
- ③ 防災組織の育成
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 地域の防災訓練への参加
- ⑥ 防災体制の整備
- ⑦ 復旧計画の作成
- ⑧ 物資の備蓄
- ⑨ 各計画の点検・見直し
- ⑩ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備

- (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。

3 事業所の防災組織

(1) 対象施設

① 多数の者が利用する施設	中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等
② 危険物等を取り扱う施設	石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、

第3章 市民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

	放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設
③	多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
④	複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）

(2) 計画の作成

① 予防計画	・ 予防管理組織の編成 ・ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理 ・ 消防用設備等の点検整備
② 学習訓練計画	・ 防災学習 ・ 防災訓練
③ 応急対策計画	・ 応急活動組織の編成 ・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

(3) 防災組織の活動

① 平時	・ 防災訓練 ・ 施設及び設備等の訓練整備 ・ 従業員等の防災に関する教育の実施
② 災害時	・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

一 第4章 地域防災基盤の整備 一

第1節 防災基盤・施設等の整備

1 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

(1) 計画年度

令和3年度～令和7年度

(2) 「地震防災緊急事業五箇年計画」の概要

地震防災緊急事業五箇年計画書（市実施計画分）

事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 (年度)	所管省庁
ため池等整備事業	7箇所	659	R3～R7	農林水産省
道路事業（道路改良）	1箇所 2.49 km	14,814	R3～R6	国土交通省
公立学校施設整備事業	1園3棟	221	R4～R6	文部科学省

第2節 防災対策事業の推進

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業推進について定める。

1 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全まちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設・設備にあつて、地方公共団体が単独事業として行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設 等
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

(2) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(3) 事業の実施

県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。

2 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設であつて、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であつて、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条の第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（調査を含む。）
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全一説等を含む。）

(2) 公共施設等の耐震化事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議し、県の所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。

(3) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(4) 事業の実施

県、市町は、公共施設耐震化事業計画等に基づき、公共施設耐震化事業の計画的執行に努めることとする。

第3節 都市の防災構造の強化

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 市は、県の策定する「都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた「防災に関する方針」に十分配慮しつつ、都市計画区域の市については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の市についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、地域防災計画と整合を図ることとする。
- (2) 県、市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、県全体として災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

第2 防災施設の整備方針

市は、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域及び都市防災計画中枢的な位置を占める地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水災対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図ることとする。

1 広域避難地（広域避難場所）

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地域からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地での大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

- (1) 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目指す。
- (2) 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保することとする。ただし、地域の実情によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができることとする。
- (3) 災害時の高齢者・子ども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2キロメートル以内とすることとする。
- (4) 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図ることとする。
- (5) 大震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することとする。
- (6) 河川の流域については、堤防の決壊等を考慮し、避難地整備に併せて洪水対策施設の一体的な整備を行うなど、必要な措置を講じることとする。

2 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有することとする。

- (1) 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっては、10m以上とすることができることとする。
- (2) 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置することとする。

第4章 地域防災基盤の整備 第3節 都市の防災行動の強化

- (3) 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置することとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮することとする。

3 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地での大火によるふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図ることとする。また、避難の障害となる倒壊のおそれのあるブロック塀等の落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じることとする。

4 避難地・避難路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地などの案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。

5 広域防災帯

市は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努めることとする。

6 都市の再整備の推進

市は、密集市街地等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地開発事業等の計画・実施に努めることとする。

(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

市は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(2) 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

市は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

第3 その他の施設の整備

施設の管理者は、災害発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。

道路施設	道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。
公園施設	公園管理者は、避難地としての位置づけられた公園については、その機能を果たすよう広場の確保又は整備に努めることとする。
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。
公民館、集会所	自治会の公民館、集会所等は災害時には、地域の福祉避難所として活用するため、バリアフリー化を推進し、施設の耐震耐火性の向上を指導する。
避難行動要支援者又は要配慮者施設	避難行動要支援者又は要配慮者施設の開設等にあたっては、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導し、災害に対する安全性の向上を図る。
自家発電設備の整備	防災拠点、各避難所、ライフライン及び情報通信施設について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

第4節 建築物等の耐震性の確保

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- 1 市は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画を作成することとする。
- 2 市は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市の計画に沿って推進することとする。
- 3 市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。

第2 公共施設の耐震化

市は、市有施設について、計画的に耐震性強化に努めることとする。

第3 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保することとする。

第4 一般建築物耐震化の促進

県、市は、昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市の計画に沿って推進することとする。

1 簡易耐震診断推進事業概要

この事業は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより市民の耐震化を支援するものです。

対象住宅	◇昭和56年5月31日以前に着工した住宅 (ただし、住宅部分が1/2以下の併用住宅、ツーバイフォー工法等による枠組壁工法、プレハブ住宅、丸太組工法等の住宅は対象外です。)
費用	◇木造戸建住宅の場合：31,500円/棟（本人負担：3,150円） (建物の用途や構造により費用が異なります)
申込者	原則として住宅所有者
申込・問合せ先	地域振興部 まちづくり課 都市整備係

2 住宅耐震改修促進事業概要

この事業は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震性が低いと診断された住宅を対象に以下の補助を行い、市民の耐震化を支援するものです。

補助メニュー	補助内容	補助金
戸建住宅耐震化建替事業	住宅を現地で建替える費用の一部を補助	最大100万円
戸建住宅防災ベッド等設置事業	防災ベッド又は耐震シェルターを設置する費用の一部を補助	定額10万円（防災ベッド） 定額50万円（耐震シェルター）

第4章 地域防災基盤の整備 第4節 建築物等の耐震化の確保

木造戸建住宅屋根軽 量化工事事業	屋根軽量化工事をする費用の一 部を補助	定額50万円
住宅耐震改修等事業	耐震性の高い住宅に改修する費 用の一部を補助	最大20万円（計画策定） 最大50万円（簡易耐震改修工事） 最大100万円（耐震改修工事）
申込・問合せ先	地域振興部 まちづくり課 都市整備係	

第5 重要施設への供給ラインの耐震化

市及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努めることとする。

第6 建築物の耐震性強化の普及啓発

1 草の根意識啓発活動の実施

市は、市計画に目標を定めて草の根意識啓発活動を実施し、県は、技術的・財政支援を行う。

2 耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民に対し、県、市及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。

3 建築基準法令の普及

市は、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、大工組合等）に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努めることとする。

第7 落下物等の対策

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

第8 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努めることとする。

- (1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- (2) ブロック塀の危険箇所の調査
- (3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守、指導

第9 室内の安全対策の推進

市は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、E-ディフェンスでの実験等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

本市は、なだらかな丘陵地帯があり、その結果、急勾配のがけが各地にある。また、河川やため池を多く擁しているため、大規模な地震が起これば、がけ崩れや堤防及び堰堤の決壊などにより、人命、家屋等の被害が相当数発生する恐れがある。さらに、地震の前後に豪雨があれば、被害は相乗的に増大する。そこで、これらの被害を最小限にとどめるため、災害予防対策を進めるものとする。

第1 急傾斜地崩壊防止対策

地震に伴う急斜面の崩壊による被害を防止するため急傾斜地崩壊防止施設の整備等について定める。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、関係市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

急傾斜地崩壊区域の指定を要する区域は、以下の（1）及び（2）の区域を包括する区域である。

- （1）崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
- （2）（1）に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

区域名	大字名	面積（ha）	指定年月日	告示番号
下榊	下榊	1.30	昭和53年2月21日	県告第368号
日吉	日吉町	2.50	平成18年8月25日	県告第920号

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（1）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）※被害想定区域内に人家が5戸以上等ある箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	日吉（1）	日吉町	105	33	30
2	日吉（2）	日吉町	360	39	32
3	下 榊	榊 町	110	35	19
4	丸 山	丸山町	250	50	7
5	昭和（1）	昭和町	210	30	44
6	昭和（2）	昭和町	150	30	40
7	栄	栄 町	70	60	20
8	市 場	市場町	100	45	9

（2）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）※被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	栄	栄町	110	60	8
2	脇 本	脇本町	70	37	20
3	福 甸	福甸町	130	30	72
4	下来住	下来住町	110	49	9
5	大 坪	山田町大坪	110	66	18

第4章 防災基盤の整備 第5節 地盤災害の防止施設等の整備

6	下榊 A	榊町	20	30	10
7	下榊 B	榊町	110	35	20
8	下榊 C	榊町	60	35	30
9	榊	榊町	220	45	25
10	山田 A	山田町			
11	山田 B	山田町			
12	脇本 (2)	脇本町			

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅲ)

※被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	長尾	長尾町	490	34	40
2	黒川	黒川町	280	30	10
3	天神	天神町	150	30	34

3 土地所有者に対する指導

県及び市は急傾斜地の土地所有者等に対して次の指導を行う。

- (1) 関係住民に対して、がけ崩れ危険箇所の周知徹底及び急傾斜危険区域の指定の必要性和効用について啓蒙する。
- (2) がけ崩れを誘発助長する行為を行わないよう指導するとともに、関係住民が自らがけ地周辺を巡回し、現地を把握するよう呼びかける。
- (3) がけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間
毎年、兵庫県・小野市の合同でパトロールを実施する。

4 崩壊防止工事の実施及び実施基準の概要

(1) 工事の実施

県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により市と協議のうえ急傾斜地崩壊危険地域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を施工し、市はこれに協力する。

(2) 実施基準の概要

概ね 30 度を越える角度を成し、高さ 10 メートルをこえる自然がけで、崩壊により人家密集地域で多数の家屋に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れがあるとき。

第2 土石流対策

毎年多発する土砂災害により、人命、財産に多大の被害を与えており、国土交通省では建設事務次官通達（昭和57年8月）によって、土石流危険渓流対策を推進するよう関係機関に要請している。

本市としても、土石流災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所 の把握と防災パトロール等の強化に努める。

1 土石流危険区域一覧

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等ある場合の当該区域に流入する渓流

No.	箇所名	河川名	溪流名	所在地	渓流概要			土石流氾濫区域
					溪流長 (m)	溪流面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	氾濫区域面積 (m ²)
1	竹谷川	前谷川	竹谷川	下来住町	540	0.20	10	12910
2	右支溪第1(1)	前谷川		下来住町	100	0.02	12	11390
3	阿形谷	万願寺川	阿形谷	阿形町	310	0.05	9	26200
4	右支溪第1(2)	加古川		昭和町	190	0.03	12	49780
5	右支溪第1(3)	池田谷川		脇本町	350	0.07	4	13070
6	左支溪第4	万勝寺川		栄・長尾町	240	0.04	4	15190
7	来住谷2	万勝寺川	来住谷	長尾町	160	0.01	7	26650
8	左支溪第1	島谷川		日吉・天神町	230	0.06	5	6777
9	左支溪第2	万勝寺川		天神町	330	0.07	3	2810
10	山田町	山田川		山田町	630	0.09	4	16910
11	右支溪第3	桜谷川		榊町	630	0.18	4	8696
12	右支溪第4	桜谷川		榊町	340	0.07	5	3117

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流

No.	箇所名	河川名	溪流名	所在地	渓流概要			土石流氾濫区域
					溪流長 (m)	溪流面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	氾濫区域面積 (m ²)
1	平野川	前谷川	平野川	下来住町	590	0.26	8	16160
2	左支溪第1(1)	万願寺川		西脇・栗生町	330	0.04	5	3663
3	左支溪第1(2)	東条川		脇本町	200	0.03	4	6462
4	左支溪第2	東条川		中谷町	410	0.08	5	10650
5	左支溪第3	万勝寺川		長尾町	160	0.03	7	8273
6	左支溪第1(3)	万勝寺川		天神町	100	0.02	3	434
7	右支溪第1	桜谷川		檜山町	340	0.04	6	9444
8	右支溪第2	桜谷川		榊町	40	0.02	14	1200

第3 土砂災害防止対策

兵庫県は、「土砂災害防止対策における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という）」に基づき、平成22年3月30日兵庫県告示第395号で小野市内の土砂災害警戒区域40箇所（急傾斜地の崩壊20箇所、土石流20箇所）を指定した。

また、県では、平成26年に土砂災害防止法が改正されたことにより、平成27年度から平成29年度までの間、市内の土砂災害が発生するおそれのある区域を調査し、指定した。

その結果、市内の土砂災害警戒区域等は、土砂災害特別警戒区域24箇所（急傾斜地の崩壊17箇所、土石流7箇所）、土砂災害警戒区域43箇所（急傾斜地の崩壊23箇所、土石流20箇所）となった。

これらの箇所において土砂災害警戒情報発令時の避難指示等について迅速な対応を行い、被害の軽減を図るものとする。

1 土砂災害特別警戒区域（R区域）24箇所（急傾斜地の崩壊17箇所、土石流7箇所）

※平成28年3月29日兵庫県告示第349号

〔市場地区/13箇所〕

榊町7箇所、市場町1箇所、檜山町1箇所、山田町4箇所

※平成29年1月31日兵庫県告示第87号

〔来住地区・河合地区/5箇所〕

昭和町2箇所、下来住町2箇所、西脇町・栗生町1箇所

※平成29年12月26日兵庫県告示第1110、1127号

〔小野地区・下東条地区/6箇所〕

日吉町1箇所、栄町2箇所、脇本町2箇所、長尾町1箇所

	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日 告示番号
1	市場Ⅰ	市場町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
2	大坪Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
3	山田AⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
4	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
5	下榊Ⅰ	榊 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
6	下榊AⅡ	榊 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
7	下榊BⅡ	榊 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
8	下榊CⅡ	榊 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
9	榊Ⅱ	榊 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
10	昭和(1)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H29.1.31 県告第87号
11	昭和(2)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H29.1.31 県告第87号
12	日吉(1)Ⅰ	日吉町・長尾町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
13	栄Ⅰ	栄町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
14	栄Ⅱ	栄町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
15	長尾Ⅲ	長尾町・天神町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
16	脇本Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
17	脇本(2)Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
18	山田町Ⅰ	山田町	土石流	H28.3.29 県告第349号
19	右支溪第1Ⅱ	檜山町	土石流	H28.3.29 県告第349号
20	右支溪第2Ⅱ	榊 町	土石流	H28.3.29 県告第349号
21	右支溪第3Ⅰ	榊 町	土石流	H28.3.29 県告第349号
22	左支溪第1(1)Ⅱ	西脇町・栗生町	土石流	H29.1.31 県告第87号
23	右支溪第1(1)Ⅰ	下来住町	土石流	H29.1.31 県告第87号
24	平野川Ⅱ	下来住町	土石流	H29.1.31 県告第87号

2 土砂災害警戒区域（Y区域）（急傾斜地の崩壊23箇所、土石流20箇所）

	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日 告示番号
1	市場Ⅰ	市場町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
2	大坪Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
3	山田AⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第331号
4	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第331号
5	下榑Ⅰ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号 H28.3.29 県告第341号 改正
6	下榑AⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
7	下榑BⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
8	下榑CⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
9	榑Ⅱ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
10	昭和(1)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
11	昭和(2)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
12	福甸Ⅱ	福甸町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
13	下来住Ⅱ	下来住町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
14	日吉(1)Ⅰ	日吉町・長尾町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号 H29.12.26 県告第1116号 改正
15	日吉(2)Ⅰ	日吉町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
16	丸山Ⅰ	丸山町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
17	栄Ⅰ	栄町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
18	栄Ⅱ	栄町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
19	長尾Ⅲ	長尾町・天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
20	黒川Ⅲ	天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
21	天神Ⅲ	天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
22	脇本Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
23	脇本(2)Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
24	山田町Ⅰ	山田町	土石流	H22.3.30 県告第395号
25	右支溪第1Ⅱ	檜山町	土石流	H22.3.30 県告第395号
26	右支溪第3Ⅰ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第395号 H28.3.29 県告第341号 改正
27	右支溪第4Ⅰ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第395号
28	右支溪第2Ⅱ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第395号
29	左支溪第1(1)Ⅱ	西脇町・栗生町	土石流	H22.3.30 県告第395号
30	阿形谷Ⅰ	阿形町	土石流	H22.3.30 県告第395号
31	竹谷川Ⅰ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第395号
32	右支溪第1(1)Ⅰ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第395号
33	平野川Ⅱ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第395号
34	右支溪第1(2)Ⅰ	昭和町	土石流	H22.3.30 県告第395号
35	左支溪第4Ⅰ	栄町・長尾町	土石流	H22.3.30 県告第395号
36	来住谷2Ⅰ	長尾町	土石流	H22.3.30 県告第395号
37	左支溪第1Ⅰ	日吉町・天神町	土石流	H22.3.30 県告第395号
38	左支溪第2Ⅰ	天神町	土石流	H22.3.30 県告第395号
39	左支溪第3Ⅱ	長尾町	土石流	H22.3.30 県告第395号
40	左支溪第1(3)Ⅱ	天神町	土石流	H22.3.30 県告第395号

41	右支溪第1(3)Ⅰ	脇本町	土石流	H22.3.30 県告第395号
42	左支溪第1(2)Ⅱ	脇本町	土石流	H22.3.30 県告第395号
43	左支溪第2Ⅱ	中谷町	土石流	H22.3.30 県告第395号

第6節 宅地造成等の規制

地震に伴う宅地の被害を防止するため、宅地造成の基準について定める。

1 宅地防災パトロールと措置

県及び市町は、住宅地等の宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備え、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。

- (1) 防災措置について文書による指示
- (2) 宅地所有者等の関係者の聴聞、勧告
- (3) 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令
- (4) 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

第7節 災害危険区域対策の実施

地震に伴う建築物の被害を防止するため、災害危険区域対策について定める。

1 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議のうえ、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。

2 危険住宅の除却又は移転

市は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助金の3/4を負担することとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費

補助限度額	1,333千円
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

補助限度額	4,210千円（土地を取得しない場合 3,250千円）
	年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4

第8節 地盤の液状化対策の実施

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

1 地盤データの収集及びデータベース化

県及び市町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努めることとする。

第9節 河川、ため池施設の整備

本市は、河川やため池を多く擁している。そのため地震により発生が予想される河川及びため池・保水池の堤防及び堰堤の決壊による洪水災害から、住民の生命・身体及び財産の安全を確保するために、河川及びため池・保水池の整備を関係機関と協議のうえ実施し、災害予防対策を進める。

第1 河 川

1 河川の現況

1級河川	加古川、万願寺川、東条川、桜谷川、前谷川、山田川、大島川、万勝寺川、中谷川、大畑川
2級河川	無し
準用河川	栗生川、河合中川
普通河川	黍田谷川、桜谷川、際谷川、広島川、蒔谷川、岩倉谷川、島谷川、西谷川、小西谷川、長尾川、後谷川、北谷川、船木川、脇本川、池田谷川、槇谷川、遊舟川、中谷川

2 河川改良状況

単位：m （令和2年3月現在）

区分 管理区分	河川数	総延長	改良済延長	未改良延長
国	3	19,100	13,930	5,170
県	9	34,100	14,500	19,600
市	20	30,335	13,915	16,420
計	32	83,535	42,345	41,190

第2 ため池

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うほか、次の予防対策を講ずる。

また、ため池に関する防災事業及び改良事業は、年次計画を立てて改修、補修を行う。

- ① ため池の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、ため池管理者及び農家に対して指導を行う。
- ② 地震による、堤防及び堰堤の破損の応急資材を準備する。
- ③ 監視人の配置
- ④ 関係機関に対する通報体制の整備

第3 防災重点ため池

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるものとして防災重点ため池として位置づけたため池について、決壊した場合に影響度が大きいため池のうち特に改修が必要なため池の整備を計画的に進め、また、利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。

[資料] 「防災重点ため池」

第10節 交通関係施設の整備

この計画は、災害時における避難、救助作業を安全かつ迅速に行うため道路、橋梁の改良整備を図るとともに、鉄道施設についても、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

第1 道路施設の整備

1 国道の整備

国道175号については、小野市内通過部分は平成12年4月に4車線(片側2車線)で供用開始されている。

2 県、市道の整備

(1) 道路の新設と改良

- ① 避難及び救助作業が迅速かつ安全に遂行できるよう新設、改良を行う。
- ② 国道175号に接続させるそれぞれの道路を新設、改良する。
- ③ 都市計画道路を新設する。

(2) 道路舗装等

道路面の崩壊を防止するため、舗装、擁壁工等を施工し交通の確保を図る。

(3) 崩土及び落石防止

崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

【道路の状況】

単位：m（令和2年3月現在）

項目 区分	延長総数	舗装済	改良済	未改良
国道	8,339	8,339	8,339	0
県道	70,896	69,388	62,773	8,123
市道	472,947	446,235	367,380	105,567
総数	552,182	523,962	438,492	113,690

【橋梁の状況(橋長が2m以上のもの)】

単位：箇所（令和3年3月現在）

項目 区分	総数	木橋	永久橋	混合橋	内 交通不能 橋	内 荷重制限 橋
国道	5	0	5	0	0	0
県道	70	0	70	0	0	0
市道	262	0	259	3	0	9
総数	337	0	334	3	0	9

第2 鉄道施設の整備

1 西日本旅客鉄道株式会社神戸支社（加古川線）

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良

- (3) 法面及び土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 一般災害に対する災害防止対策の確立
- (5) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (6) その他防災上必要な設備改良

2 神戸電鉄株式会社

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 排水施設の維持補修並びに改良強化
- (3) 法面及び土留施設の維持補修並びに改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) 踏切の維持補修及び改良強化
- (6) その他防災上必要な設備改良

3 北条鉄道株式会社

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 踏切の維持補修及び改良強化
- (2) 法面及び土留施設の維持補修並びに改良強化
- (3) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (4) その他防災上必要な設備改良

第3 ヘリポート対策の実施

1 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

市は、災害時の負傷者の迅速な搬送が必要な場合に備え、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から学校関係者と協議する。

(1) 県が指定する小野市のヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園	王子町917-1	62-7000
2	河合運動広場	河合中町48-2	66-5160
3	市民研修センター運動場	福住町247-5	67-0044

(2) 県下の地区別のヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
箇所数	25	15	24	19	26	29	37	39	23	28	265

第11節 ライフライン関係施設の整備

上水道、下水道、電気、ガスなどライフラインは、市民の日常生活だけでなく災害対応上も欠くことのできない重要な施設であり、これらライフラインが被害を受けた場合、避難活動、救護活動及び復旧活動など様々な方面にわたって深刻な影響を与えることが予想される。また、これらの機能低下がもたらす都市機能の麻痺は、社会経済全体に影響を及ぼし、復旧・復興の遅れにつながる。

このため、ライフライン施設については、事前の予防措置を日頃から講じておくことを基本として、耐震性の強化をはじめ被害の軽減のために各種対策を積極的に実施するものとする。

第1 電力施設の整備等（関西電力送配電㈱ 兵庫支社）

安定した電気供給の確保するため、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 防災上必要な教育に関する事項

事業者は、地震に対する認識を深め、防災意識を高揚するため、次の教育を継続的かつ積極的に実施する。

- (1) 地震に関する予備知識のかん養
- (2) 地震に関する資料の分析研究
- (3) 災害復旧に関する標準工法（作業手順）の確立補導
- (4) 設備要所の的確な掌握及びその補導
- (5) 防災意識の高揚

2 防災上必要な訓練に関する事項

防災士気を振起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を時宜に応じて行う。

- (1) 災害対策情報連絡訓練
- (2) 災害対策復旧計画訓練
- (3) 災害対策実施作業訓練

3 電力施設の予防に関する事項

(1) 防災対策組織の整備については非常災害対策要領に基づき、次の組織体制をとる。

- ① 情報連絡会議
- ② 非常災害対策支部

(2) 災害発生の予防について恒久的設備計画並びに応急対策計画に関し、次の対策を推進する。

- ① 地震対策
- ② 台風、洪水、集中豪雨等の対策
- ③ 雷害対策
- ④ 通信設備の確保

4 災害備蓄制度の運用に関する事項

災害対策資材の確保及び輸送配置に関し、的確な運用を行う。

5 漏電による事故防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進して、漏電による火災、人身事故を未然に防止するため、つぎの具体的事項を実施する。

- (1) 樹木、看板等による接触防止措置
- (2) 配電設備の巡視点検及び定期絶縁検査の計画実施
- (3) 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進

第2 水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せずに迅速な復旧を可能とする水道施設の整備とそれに関する防災対策について定める。

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良と合わせて計画的に耐震化を進めることとする。

重要度の高い基幹施設	① 浄水場、配水池等の構造物 ② 主要な管路
防災上重要な施設	① 避難所、救急病院 ② 社会福祉施設
水道施設の機能を十分に発揮させるために必要な施設	① 情報伝送設備 ② 遠隔監視・制御設備 ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設の維持管理のため、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行うこととする。

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、次の老朽施設（管路）を計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可接続手の採用

4 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（仕切弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整備

水道事業者等は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の状況を把握することとする。

第3 下水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せずに迅速な復旧を可能とする下水道施設の整備とそれに関する防災対策について定める。

1 施設の耐震化

施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（社）日本下水道協会）に基づき、新設・増設施設について耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震診断を行い、現況把握し計画的に整備を進めることとする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可撓（かとう）継手の採用

2 保守点検

施設管理者は、平時から巡視及び点検を実施し、施設の現状を把握するとともに老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。

3 災害用資機材の整備

施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。

第4 公衆電気通信施設防災対策（西日本電信電話㈱ 兵庫支店）

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

① 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すと同時に、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施することとする。

② 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震設計を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

(3) 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。

2 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備のため、次のものを整備する。

① 可搬型無線機（TZ-403）

② 可搬式デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実のため、次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 排水ポンプ

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 演習内容

① 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

② 演習方法

ア 広域規模における復旧シュミレーション

イ 営業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

第5 （一社）兵庫県エルピーガス協会の取組

1 防災システムの強化

(1) 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。

(2) 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

第4章 防災基盤の整備 第11節 ライフライン関係施設の整備

(3) 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、L P ガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

(令和2年5月末現在)

ブロック	地 域	防災事業所の種類・数		
		充てん所	L P ガス スタンド	容器検査所
東 播	小野市・西脇市・三木市 ・加西市・加東市・多可町	6	4	2

2 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

(2) 相互協力体制の確立

① (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府L P ガス協会、(一社)奈良県L P ガス協会、(一社)京都府L P ガス協会、(一社)和歌山県L P ガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(一社)福井県L P ガス協会で組織する「近畿L P ガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

② 大阪ガス(株)と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

③ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

3 防災訓練等の実施と参加

(1) 各防災事業所にあっては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。

(2) ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。

(3) 県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

4 災害防止のための普及・啓発活動の実施

(1) 年間を通じ、県下各地でエルピーガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

(2) 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるL P ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図ることとする。

(3) 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。

(4) 兵庫県並びに県下の市町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、①災害支援協定の締結に努める、②避難所となる学校などに対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、L P ガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及に努める。

第5章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第1 住宅再建共済制度の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向け一人でも多くの市民の加入促進を図ることとする。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

(兵庫県住宅再建共済制度の概要)

区 分	住宅再建共済制度		マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
		一部損壊特約		
運用開始	平成17年9月	平成26年8月	平成19年10月	平成22年8月
対 象	全ての私有住宅（併用住宅、賃貸住宅等を含む）		マンションの共用部分（1棟単位）	住宅に存する家財（ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入）
加 入 者	住宅の所有者		マンションの管理者等	住宅に居住する者（住宅の所有の有無を問わない。）
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			
共済負担金	1戸につき 年額5,000円 (加入初年度は月額500円×次の3月までの月数（上限5,000円）)	住宅再建共済制度加入者のうち希望される方 年額500円 (加入初年度は月額500円×次の3月までの月数（上限500円）)	年額2,400円／戸×住戸数 (月額200円／戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円（上限1500円）) ※ 住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、年額1,000円（加入初年度は月額100円（上限1,000円）)
複数年一括 支払い割引	3年	1戸につき1,000円	1戸につき100円	500円×住戸数
	5年	1戸につき2,000円	1戸につき200円	1,000円×住戸数
	10年	1戸につき5,000円	1戸につき500円	2,500円×住戸数
共済給付金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に移住 10万円	これまでの給付に加え ○一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修した場合 25万円 ○一部損壊（損害割合10%以上20%未満）で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入所した場合 10万円（居住確保給付金）	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円

(注) 1 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。

(2) 加入者が自ら居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。